

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

				資料番号	29-4	担当課	子育て支援課
法令名	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に係る法律	根拠条項	22①	不利益処分の種類	認可の取消し		
<p>【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】</p> <p>(認可の取消し)</p> <p>第二十二條 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七条第一項の認可を取り消すことができる。</p>							